

海津市制 20 周年記念プロモーション委託業務 仕様書

1. 委託業務名

海津市制 20 周年記念プロモーション委託業務

2. 委託期間

契約締結日から令和 8 年 2 月 28 日まで

3. 目的

本市は、令和 7 年 3 月 28 日に市制 20 周年の記念すべき節目を迎える。これまでの発展の歴史を振り返りながら市民と共に祝い、今後のさらなる飛躍を誓う契機として、市制 20 周年記念事業を実施する。

本事業は、1 年を通じて市民と協働で様々な記念事業を展開することにより、本市への愛着と誇りを深め、未来に繋がる新たな発展の機会を創出することを目指して実施し、その内容について、あらゆる媒体を総動員して広く市内外にプロモーションすることを目的として実施する。

4. 業務内容

以下のコンテンツの制作に必要な企画立案から発信までに必要な業務及び付属する業務一式。

- (1) 市制施行 20 周年記念映像
- (2) PR 用映像
- (3) デジタル冊子
- (4) キービジュアル（ロゴ及びキャッチフレーズ）
- (5) 20 周年記念専用ランディングページ・SNS
- (6) WEB 広告
- (7) 独自提案

5. 制作条件

(1) 市制施行 20 周年記念映像

①企画・構成

プロポーザルでの企画提案内容を基に、協議を行い、構成を決定する。決定した構成内容を踏まえ、脚本やデザイン等を作成する。

本編は 5 分程度とし、ダイジェスト版は、2～3 分とする。

②制作

企画構成に基づき、必要な動画素材の調達、取材・撮影や作画等を行う。

③構成

市が発行した広報紙や、市が所有する過去の写真データ等を効果的に使用しつつ、これまでの発展の軌跡を分かりやすく振り返ることのできる動画を制作すること。

なお、本動画は令和 7 年 11 月に開催予定の記念式典のオープニングで上映する。

④映像の仕様

映像の画面縦横比は、16 : 9 とする。

映像の解像度は、4K とし、HD 画質の動画データも納品すること。

映像の使用を想定している媒体は、Web サイト、YouTube、デジタルサイネージ等での配信や記念式典等の各イベントでの投影。

⑤編集

動画の編集を行い、必要に応じて音響・BGM・ナレーション・テロップ等を効果的に挿入する。

⑥調整業務等

制作に関する関係機関等への連絡調整、取材交渉、撮影許可申請、エキストラの募集等の一切は、受注者が必要に応じて随時行う。

⑦権利確認

成果物及び構成素材に関する第三者の著作権及びその他の権利についての交渉、処理に関する業務は、受注者が契約履行完了までに行う。

⑧納期限

令和 7 年 10 月 17 日

(2) PR 用映像

①企画・構成

プロポーザルでの企画提案内容を基に協議を行い、構成を決定し、2 パターンを作成する。決定した構成内容を踏まえ、脚本やデザイン等を作成する。

(例) 1 市の公共施設や公園等を人物が巡って PR する内容

2 ドローン等を活用し、イメージアップが図れる内容

本編は 2 パターンとも、2～3 分程度とし、ダイジェスト版は、30 秒程度とする。

②制作

企画構成に基づき、必要な動画素材の調達、取材・撮影や作画等を行う。

③構成

本市の知名度や来訪意欲の向上、市民のシビックプライドの醸成に繋げ、市の魅力を市内外に効果的に発信し、広く浸透させるための映像を制作すること。

なお、本動画は令和 7 年 11 月に開催予定の記念式典のオープニングで上映する。

④映像の仕様

映像の画面縦横比は、16 : 9 とする。

映像の解像度は、4K とし、HD 画質の動画データも納品すること。

映像の使用を想定している媒体は、Web サイト、YouTube、デジタルサイネージ等での配信や記念式典等の各イベントでの投影。

⑤編集

動画の編集を行い、必要に応じて音響・BGM・ナレーション・テロップ等を効果的に挿入する。

⑥調整業務等

制作に関する関係機関等への連絡調整、取材交渉、撮影許可申請、エキストラの募集等の一切は、受注者が必要に応じて随時行う。

⑦権利確認

成果物及び構成素材に関する第三者の著作権及びその他の権利についての交渉、処理に関する業務は、受注者が契約履行完了までに行う。

⑧納期限

令和 7 年 6 月 30 日

(3) デジタル冊子

①企画・構成

プロポーザルでの企画提案内容を基に、協議を行い、構成を決定する。旅行ガイドブックを作成している出版社や旅行会社等とタイアップするなどして、成果品が日本中に広く読まれる機会を創出する工夫を十分に行うこと。

②制作

企画構成に基づき、必要な動画素材の調達、取材・撮影や作画等を行う。また、市の指示に基づき校正作業を実施すること。

③構成

本市の周遊観光や滞在型観光を促し、旅行による本市への来訪者を拡大することを目的に、本市の魅力を旅行者目線で紹介するデジタル冊子を作成すること。

④調整業務等

制作に関する関係機関等への連絡調整、取材交渉、撮影許可申請、エキストラの募集等の一切は、受注者が必要に応じて随時行う。

⑤権利確認

成果物及び構成素材に関する第三者の著作権及びその他の権利についての交渉、処理に関する業務は、受注者が契約履行完了までに行う。

⑥納期限

令和 7 年 6 月 30 日

(4) キービジュアル（ロゴ及びキャッチフレーズ）

①作成

- ・訴求力の高いデザインで、市民に親しみがわく 20 周年記念ロゴ案を複数作成し、提案する。
- ・市民が一つになって記念事業に楽しく携わっていることを現すキャッチコピー案を複数作成し、提案する。
- ・決定したキービジュアルを差し込んだ市制 20 周年記念の横断幕または懸垂幕を作成し、納品すること。その仕様や納期については、契約候補者となった段階で契約前に協議して決定する。

②想定している利活用

20 周年記念の各事業における広報物（ポスター、チラシ等）、プロモーション事業に活用する。

③案の提出期限

令和 7 年 4 月下旬を目途とする。

(5) 市制施行 20 周年記念専用ランディングページ・SNS

①ランディングページ

20 周年記念に関する施策やイベントに関する情報を集中的に発信できる内容とすること。

掲載するコンテンツの記事作成と保守管理を行う。

使用するサーバー・ネットワーク機器等の選定・設置について、市が指示する十分なセキュリティ対策を講じること。

②SNS

発信するコンテンツ内容とターゲット層に応じ、立ち上げる SNS を選定すること。
投稿用フォームや定形等を作成し、職員等が運用しやすいよう工夫し、支援すること。

配信にあたっては、フォロワー数、リーチ数の増加に努めること。

(例) Facebook：幅広い層へのリーチ、コミュニティ形成

Instagram：視覚的な情報発信、若年層へのアプローチ

X：リアルタイムな情報発信、ハッシュタグを活用した拡散

LINE：プッシュ通知、コミュニティ機能

③納期限

令和 7 年 4 月 30 日

(6) WEB 広告

①広告対象

本業務で制作した映像及びデジタル冊子。

②広告内容

動画再生回数は、協議のうえ最低再生回数を設定する。

各動画に適したメディア、対象・ターゲット、配信範囲等を提案すること。

③広告実施時期

本業務の契約期間中、協議により決定した期間。

④分析書

業務完了後、広告配信、配信対象、広告配信ツール別の傾向、視聴数の状況など、
広告配信による効果をまとめた報告書を提出すること。

(7) 独自提案

上記(1)～(6)の他に、本事業の目的を達成するために実施すべきと考える効果的なプロモーション事業を提案できる場合は、委託料の範囲内で企画提案すること。

6. 費用

(1) 受注者が本業務を遂行するにあたり必要となる経費は、すべて委託料に含まれるものとし、市は契約金額以外の費用を負担しない。

(2) 委託料の支払いは、業務の完了検査を経て、委託料を支払うものとする。

ただし、業務の円滑な遂行を図るために必要があるときは、協議のうえ出来形率 50% 以上となったとき、2 回を上限として完了前に部分払請求することができる。市は、請求内容を審査し、必要と認められる場合は、完了前に部分払するものとする。

7. 業務上の注意事項

(1) 受注者は、初期段階で企画・構成イメージを市と十分にすり合わせした上で着手すること。また、業務の進捗状況を適宜報告し、必要な指示を受けること。

- (2) 市からの要望があれば、随時協議を開催するものとする。打合せには、協議内容に合わせ、原則、業務制作に携わる者で行うものとする。また、打合せ後に議事録を作成すること。
- (3) 業務の遂行に当たっては、個人情報保護に係る法令等に準拠した手続きにより行うとともに、各関係者のプライバシーの保持に十分配慮しながら、本業務上知り得た個人情報を紛失し、又は本業務に必要な範囲を超えて他に漏らすことのないよう、万全の注意を払うこと。
- (4) 受注者が業務の一部を再委託する場合には、市からの承諾を得ることとし、再委託先から個人情報の漏えい等が起きないように措置し、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負う。
- (5) 本業務で使用する機器、媒体、事務用品等の調達、交通費、通信費等の必要な費用については、受注者の負担とする。
- (6) 業務の遂行に当たっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心掛けるものとする。
- (7) 本業務により得られた成果、資料、情報（個人情報を含む。）等については市に帰属するものとし、受注者は市の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、遺漏してはならない。
- (8) 受注者は、第三者の著作権、肖像権その他の権利を侵害することがないように必要な使用許可等を得ること。これらを怠った場合に生じる問題については、受注者が一切の責任を負うこととする。
- (9) 成果物納入後に発生した受注者側の責めに帰する不備が発見された場合は、速やかに必要な措置を行うものとし、これに要する経費は受注者負担とする。
- (10) 受注者は、成果物の納入前に事故が発生したときは、その理由にかかわらず、直ちにその状況、処置対策等を市に報告し、応急措置を加えた後、書面により市に詳細な報告及びその後の方針案を提出しなければならない。
- (11) 市は、受注者が本仕様書に定める内容に違反した場合は、委託料を支払わず、また、既に支払った委託料の全部又は一部を返還させることができるものとする。

8. 実施計画書の作成

事業実施にあたっては、契約締結後速やかに、企画提案書に基づいた実施計画書を作成し、市担当者と内容について協議を行うこと。

9. 実施報告書の提出

すべての業務完了後、業務ごとに実施内容を取りまとめた実施報告書を、A4版・カラー簡易製本により作成し、2部提出すること。また、報告書を含めた成果品のデータをCD-ROM等の記録媒体により提出すること。